

九州大学大学院システム情報科学府同窓会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 九州大学大学院システム情報科学府同窓会（以下「本会」という。）は、会員の親睦、人格の陶冶、学術の進歩及び本会の隆盛を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 本会の事務を処理するために、事務局を福岡市西区元岡744番地 九州大学大学院システム情報科学府内に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 同窓会名簿の発行

(2) その他評議員会が必要と認めた事業

第2章 会員及び会費

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる者を会員とする。

(1) 九州大学大学院システム情報科学府（以下、「本学府」という。）担当の教員

(2) システム情報科学研究科及び本学府担当の教員であった者

(3) 本学府の学生

(4) システム情報科学研究科及び本学府の修了者等

(5) 評議員会が推薦した者

(会員の権利)

第5条 会員は、第3条に規定する諸事業の対象者としての権利を有し、それに参画することができる。

(会員の義務)

第6条 会員は、第1条の趣旨を尊重し、本会の事業に協力するものとする。

2 会員は、住所、職業、氏名及び勤務先などの変更があった場合、遅滞なくその旨を事務局に届け出るものとする。

(会費)

第7条 会員は、入会の際に別に定める会費を納付しなければならない。

2 既納の会費は原則として返還しない。ただし、入学辞退による会費の返還については、所定の期日までに九州大学に入学辞退の申し出があり、認められた場合に限り返還する。

3. 会費が未納である会員は、第5条に定めた会員の権利の一部に制限を受けることがある。

(除名)

第8条 会員に本会の名誉を汚す行為があったときは、評議員会の議を経て、除名することがある。

第3章 役員等

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事評議員 若干名
- (4) 評議員 20名以内
- (5) 会計監査人 1名

(役員の選出)

第10条 会長は、システム情報科学府長とする。

第11条 副会長及び幹事評議員は、評議員の互選により選出する。

2 副会長及び幹事評議員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第12条 評議員は、次に掲げる者とする。

- (1) 専攻を担当する教員の中から互選された者 各4人以内
 - (2) 各専攻の学生の中から互選された者 各2人以内
 - (3) 各専攻の修了者等の中から選出された者 各2人以内
- 2 評議員は会長が委嘱する。
- 3 評議員の任期は3年とする。ただし、本条第1項第2号に定める評議員については任期を1年とし、再任を妨げない。

第13条 会計監査人は評議員以外の会員の中から選出する。

2 会計監査人の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、その任期は引き続き2年を超えることはできない。

第14条 役員（第9条第1項第1号に規定する役員を除く。）に欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第15条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長に事故あるいは欠けた時、その職務を代行する。

第16条 幹事評議員は、庶務・会計・同窓会名簿の編集等の事務を分掌する。

第17条 会計監査人は、本会の会計について監査する。

第4章 会議

(会議)

第18条 本会の会議は、総会、評議員会及び幹事会とする。

(総会)

第19条 会長又は評議員会が必要と認めたときは、総会を開くことができる。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

3 総会の議事は、出席者の過半数で議決する。

(評議員会)

第20条 評議員会は会長が召集し、その議長となる。

2 評議員会は、本会の予算、決算、会則に関すること、その他重要な事項を審議する。

3 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席により成立する。

4 評議員会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 略式評議員会は、第12条第1項第1号に規定する教員の評議員をもって組織し、議事は出席者の3分の2以上をもって議決する。

6 会長が認めたときには、略式評議員会をもって評議員会に代えることができる。

7 略式評議員会の議にかかるわらず、評議員の3分の1以上の書面により要請があれば、会長は評議員会を召集しなければならない。

8 会長が必要と認めたときは、評議員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第21条 会長は、必要に応じて幹事会を召集することができる。

第5章 会計

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の事業並びに運営に要する経費は、会費、寄附金、その他の収入による。

3 重要な財産を処分又は予算外に支出する場合は、評議員会の議決を得なければならぬ。

第6章 支部

第23条 本会は、支部を置くことができる。

2 会員が支部を設置するときは、代表者を定め、支部規則及び支部会員名簿を整えて、会長に報告するものとする。

3 支部は、本会と連絡を密にし、相互の状況を支部会員に周知しなければならない。

第7章 会則

第24条 本会則を改正するには、評議員会において出席者の過半数の議決を得なければならぬ。

2 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成10年3月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年4月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月7日）

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日）

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

この会則施行後最初に委嘱される第8条第1項第1号の評議員6人のうち4人の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、2人は2年とし、他の2人は1年とする。

附 則

この会則は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和3年5月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。